

自動継続期日指定定期預金規定

自動継続期日指定定期預金規定

1. 預金の預入れ等

期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口1円以上とし当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。通帳式の場合、必ず通帳を持参してください。

2. 自動継続

(1) この預金は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の最長お預り期限に自動的に通帳式の期日指定定期預金として継続します。

ただし、継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合は、自由金利型3年定期預金(M型)の複利型として継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期限。以下同様とします。)までにその旨を申出てください。

なお、通帳式の場合、次条第1項第2号により最長お預り期限を満期日としたときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

3. 預金の支払時期等

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長お預り期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当行国内本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり、満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長お預り期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長お預り期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. 証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消しうえ、受入店で返却します。

5. 利息

(1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長お預り期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 通帳記載または証書記載の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 通帳記載または証書記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第7条第2項、本規定第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(6) ① この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

② 複利型においては、預入日の1年後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前号の方法により計算し、元金にこの利息を組入れたものを次の計算における元金として計算します。

6. 預金の解約、書替継続

(1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとき、この預金は満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第2条第3項の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

(3) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。

この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) 第2項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および「定期預金共通規定」第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ③ 「定期預金共通規定」第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

7. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

この口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、第5条第1項および第2項に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座(以下「別口座」)

自動継続期日指定定期預金規定

といたします。)を作成のうえ(すでに別口座がある場合には当該口座に)
その利息額を入金することがあります。

8. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものと
します。

以 上

(2021年5月6日現在)